富山県地域防災計画の改定を踏まえた改正の概要

１　改正内容

（１）富山県の主な改定概要

〇富山県災害対策本部設置基準の見直し（市改正済）

県の現行基準	県の修正後の基準
「震度６弱以上」	「震度５強以上」に変更
県下に「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」特別警報が発令されたとき	次の気象情報が発表された場合を追加 ①大雨特別警報、②大雪特別警報、③大津波警報、④暴風特別警報、⑤暴風雪特別警報、⑥高潮特別警報、⑦波浪特別警報、⑧顕著な大雨に関する気象情報

砺波市の現行基準(計画)
R6.5.22　震度５弱に改正済
既に記載済（③、⑥、⑦除く） ＋顕著な大雪に関する気象情報も記載済

（２）市の組織改編に伴う見直し

〇令和７年４月人事異動に伴う組織体制の見直し

・ＤＸ推進課、防災・危機管理室

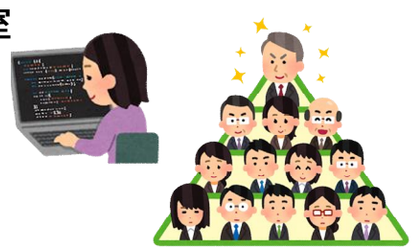

（３）資料編の見直し

〇砺波市孤立集落の新規記載

・栃檀山１２か所、栃檀野１か所、東山見４か所、計１７か所

〇洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の更新

・５施設

〇指定避難所の更新

・庄東センター廃止、砺波市多世代交流施設しょうとうを更新

〇災害時における協定締結先の追加

・シマヤ、トナミ運輸、佐川急便、富山県弁護士会　４団体

〇地区防災計画の策定促進

・３地区策定済み　令和７年度に６地区策定予定